

# 貸付ガイドライン

平成19年3月26日

平成18年1月から4月にかけて、水産庁により、学識経験者等により構成される「海外漁業協力に関する検討会」が開催され、当該検討会における検討結果等を踏まえ、財団法人海外漁業協力財団（以下「財団」という。）は貸付事業の見直しを行った。

財団が行う貸付事業は海外漁場を確保するために行われるものであり、水産基本法の目的である「水産物の安定供給の確保」に貢献するものである。また、政策金融改革に関する「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」において、政策金融を、中小零細企業・個人の資金調達支援、国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、円借款の3つの機能に限定するとされたが、財団が行う貸付事業は、その中の、「国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融」に該当する。今後は、本ガイドライン及び「財団貸付規程（昭和48年6月16日水産庁長官承認）」に基づき、個別の貸付案件について、政策金融改革の趣旨を踏まえた公益性及びリスク評価の困難性の審査を行うこととする。

1. 財団が貸付事業を実施するに当たっては、本ガイドラインに従い、個別の事業案件ごとに審査を行うものとする。
2. 財団は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、貸付事業を実施する。
  - (1) 当該貸付事業の対象事業（以下「貸付対象事業」という。）が、我が国海外漁場の確保（国際的な資源管理への貢献を含む。）に関連するものであること。
  - (2) 貸付対象事業が、我が国の食料の安定供給又は我が国漁業の国際競争力の強化に貢献するものであること。
  - (3) 貸付対象事業に係るリスクを適切に評価することが困難である等により、民間金融機関が、当該貸付事業を実施することが困難であること。
3. 上記2.(1)において、貸付対象事業が、「我が国海外漁場の確保に関連する」とは、当該事業が以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。
  - 我が国漁船の海外の地域における操業（協定・個別入漁、国際入札、貸渡し・裸用船等）との関連で実施される事業
  - 本邦法人等の出資に係る海外の地域における現地法人等による操業との関連で実施される事業
  - 本邦法人等の出資に係る海外の地域における現地法人等と密接な関係（パートナーシップ、融資、業務提携等）を有する法人等による操業との関連で実施される事業
  - 上記 から までの事業に関連して実施される事業（但し、我が国の食料の安定供給に貢献するものに限る。）
  - 上記 から までに準じ、水産庁長官が指定する事業
4. 上記2.(1)における「国際的な資源管理への貢献」とは、当該事業が、複数国・地域による高度回遊性魚種、遡河性魚種、ストラドリングストック、海産哺乳動物等の管理対象魚種に係る調査・研究、管理・取締、増殖開発の促進、又は、国際機関の機能強化等に貢献する場合をいう。
5. 上記2.(2)において、貸付対象事業が、「我が国の食料の安定供給に貢献するものである」とは、当該事業によって生産される水産物の全部又は一部を、直接又は第三国経由で、我が国に搬入することが計画されている場合をいう。
6. 上記2.(2)において、貸付対象事業が、「我が国漁業の国際競争力の強化に貢献するものである」とは、当該事業を実施しようとする海外の地域で、第三国等による同種の入漁・合併事業等が実施されているか、又は実施される可能性がある場合をいう。
7. 財団は、上記2.(3)における「民間金融機関が、当該貸付事業を実施することが困難であること」を判断するにあたっては、当該貸付事業が無利子融資である場合を除き、当面、以下の要素を勘案するものとする。
  - 貸付対象事業のリスク
  - 資源状況・漁海況等自然環境の変化や資本の回収に長期間を要することによるリスク等
  - 事業実施国が有するカントリーリスク
  - 投資、漁業、漁獲割当等に係る法制度が未整備、又は、変更されるリスク等
  - 事業実施国等における過去の事業実績
  - 事業を実施する国・地域又は分野における過去の事業実績の有無